

年金

学生納付特例制度及び申請免除制度について

納めることが困難な方や学生の皆さんには保険料免除、納付特例の制度があります！

国民年金に加入する20歳から60歳までの長い期間には、納めることが困難な時期もあるかもしれません。また、学生の方は、収入がない方が大半で、支払いに困る場合が多いのではないのでしょうか。そんな時のために保険料の免除制度がありますので、ご案内します。

この制度は、学生と一般の2つに区分されています。

学生の場合

*学生納付特例制度

対象者

- ①次に在学する学生・生徒
- ・大学（大学院）、短大
- ・高等専門学校、専修学校
- ・各種学校、その他教育施設

※対象となる学校は社会保険庁により定められます。今年度より夜間部や定時制、通信

制課程に在学の方も利用できるようにになりました。

- ②学生本人の前年所得が68万円以下。

申請の方法

平成14年度の在学が確認できるもの（学生証、在学証明書、授業料支払済領収書のいずれか）と認印を持参してください。

一般の場合

*申請免除制度

平成14年度より保険料の全額と半額との二つに、免除が区分されました。

対象者

- ①前記対象の学生を除く被保険者の方
- ②申請人とその配偶者、世帯主が前年所得を申告済みの方

申請の方法

認印、所得証明書（平成14年1月1日に町外に住民票を置かれていた方のみ必要）失業による申請の場合は、失業が確認できる雇用保険の受給資格者証や離職票又は離職者支援資金の決定通知書などの公的機関の証明書の写しを持参してください。

どちらの申請も、承認基準をもとに社会保険事務所で審

査され、決定された場合、申請した前月分の保険料から免除の承認がされます。そのため、1年間の免除、納付特例を希望される方は、必ず5月末までに申請の手続きをお願いします。

また、どちらの申請も年度単位内での承認です。昨年度に引き続き、今年度も免除を希望される方も、忘れずに手続きをお願いします。

お問い合わせ・申請先
役場町民課年金係
☎985-4106

下水道

第5回公共下水道がスタートします 公共下水道の利用開始について

3月31日から筒井地区及び新立地区の一部において、公共下水道が利用できるようになりました。（下地図参照）
利用できる区域内の方は、できる限り早く、下水道へ接続する工事を行っていただき、「快適なまちづくり」にご協力くださいますようお願いいたします。

利用できる区域内の皆さんへ

- 6か月以内に排水設備の設置を

汚水を河川や雑排水管に流している方は、6か月以内に下水道に接続しましょう。

- 3年以内にトイレの水洗化を

開始の日から3年以内に水洗便所に改造しましょう。

○工事は指定工事店に

下水道への接続工事は、町指定の工事店で行ってください。指定工事店に申し込んでください。

お問い合わせ先
役場下水道課業務係
☎985-4126

